

重要事項説明書

(居宅介護支援事業)

利用者 : 様

事業者 : ケアプラン ゆうこう

居宅介護支援重要事項説明書

【令和7年12月15日現在】

I : 事業所の概要

事業所名	医療法人 友康会 ケアプランゆうこう
所在地	市川市日之出17-9 アルテ101 TEL: 047-307-6871 / 047-397-7600 FAX: 047-307-6872
指定事業者番号	居宅介護支援事業 1270800103
併設事業所	医療法人 友康会 訪問看護ステーション ゆうこう
サービス提供地域	市川市南部（行徳地域） *状況により地域外も対応
営業時間	月～金曜日までの午前8:45～午後17:00 (土・日・祭日・12/30～1/3は休業)
職員体制	野村和代（看護師・主任介護支援専門員） 管理者・専従

II : 料金

1) 居宅介護支援費（別紙1 参照）

介護認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領が出来なくなった場合、1か月につき要介護度に応じた金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

2) 交通費

サービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねする為の交通費が必要です。

3) その他、申請や更新など郵送やそれらにかかる経費は実費となります。

料金が発生した場合、その都度の清算となります。お支払い方法は現金集金となります。

III : サービス内容に関する苦情・相談

- 1) ケアプランゆうこう: 047-397-7600 担当 野村 和代
- 2) 行徳中央クリニック: 047-397-8711
- 3) 市川市役所 介護保険課: (代) 047-334-1111
- 4) 千葉県介護保険審査会: 043-223-2446
- 5) 千葉県国民健康保険団体連合会
介護保険サービス苦情相談窓口 043-254-7428
- 6) 各指定サービス事業者・各居宅介護支援事業者

IV : 災害時等の対応について

契約の有効期間中、自然災害他やむを得ない事情により通常の対応が出来なくなることがあります。しかし、災害等に係る業務継続計画を策定し速やかな対応に努めます。

居宅介護支援費

(別紙 1)

項目		単位／月	金額(市川市)
基本報酬	居宅介護支援 (I - i) (45件未満)	介護度 1.2	1086 単位 11620 円
		介護度 3.4.5	1411 単位 15097 円
	居宅介護支援 (I - ii) (45件以上 60件未満)	介護度 1.2	544 単位 5820 円
		介護度 3.4.5	704 単位 7532 円
	居宅介護支援 (I - iii) (60件以上)	介護度 1.2	326 単位 3488 円
		介護度 3.4.5	422 単位 4515 円
	居宅介護支援 (II - i, ii, iii) 「ケアプランデーター連携システム」の利用及び事務職員の配置を行っている場合		
	初回加算		300 単位 3210 円
	特定事業所加算	特定事業所加算 (I)	519 単位 5553 円
		特定事業所加算 (II)	421 単位 4504 円
		特定事業所加算 (III)	323 単位 3456 円
		特定事業所加算 (A)	114 単位 1219 円
加 算	入院時情報連携加算	入院時情報連携加算 (I)	250 単位 2675 円
		入院時情報連携加算 (II)	200 単位 2140 円
	特定事業所医療介護連携加算		125 単位 1337 円
	退院・退所加算 (入院または入所期間中 1回を限度に算定)	退院・退所加算 (I) イ	450 単位/回 4815 円
		退院・退所加算 (I) ロ	600 単位/回 6420 円
		退院・退所加算 (II) イ	600 単位/回 6420 円
		退院・退所加算 (II) ロ	750 単位/回 8025 円
		退院・退所加算 (III)	900 単位/回 9630 円
	通院時情報連携加算		50 单位 535 円
	緊急時等居宅カンファレンス加算 (月 2回限度)		200 单位 2140 円
	ターミナルケアマネージメント加算		400 单位 4280 円
	* 業務継続計画未策定減算		所定単位数の 1.0%を減算
	* 高齢者虐待防止措置未実施減算		所定単位数の 1.0%を減算
	* 同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント		所定単位数の 95%を算定
地域区分	(市川市) 5 級地 (上乗せ割合 10%)	10.70 円	

基本単位については受託件数、地域、運営基準により変更となる場合があります。

* 令和 6 年度介護報酬改定により新設

【 加算 】

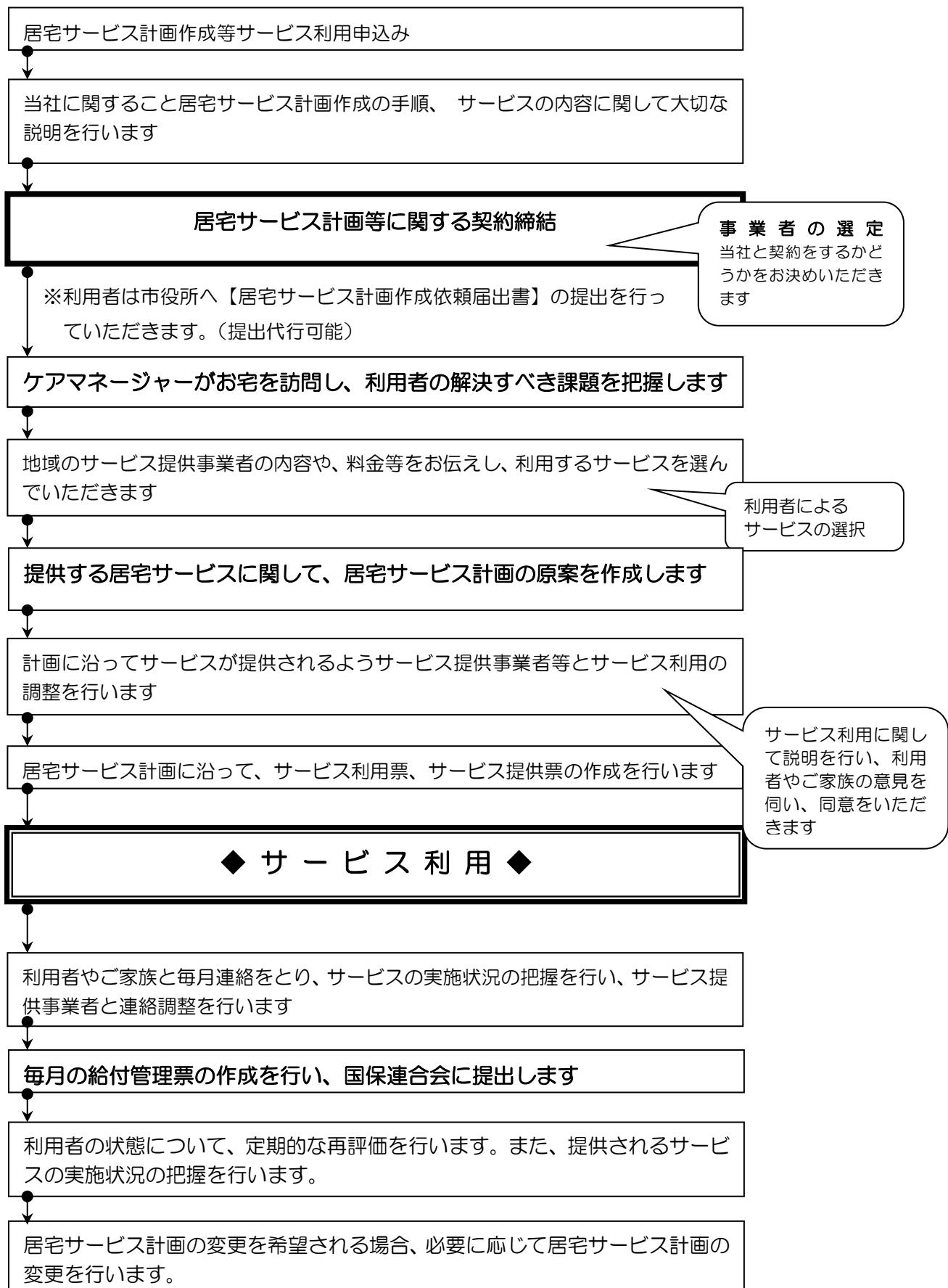
- ◆ **初回加算** 新規にケアプランを算定した場合、および要介護度区分の2段階以上の変更認定を受けた場合。運営基準減算に該当する場合は算定しない。
- ◆ **特定事業所加算** 質の高いケアマネジメントを実施している事業所を積極的に評価する観点から人材の確保やサービス提供に関する定期的な会議を実施しているなど、厚生労働大臣の定める基準に適合する場合（1か月につき）
- ◆ **特定事業所医療介護連携加算** 前々年度の実績により算定条件を満たした事業所が算定。
- ◆ **入院時情報連携加算** （I）入院当日（営業終了後または営業日以外は翌日）に必要な情報を提供。
（II）入院翌日又は翌々日（営業終了後または営業日以外は営業日から翌々日）までに必要な情報を提供。
- ◆ **退院・退所加算** 当該病院、施設等の職員と面談を行い、必要な情報提供を受けた上で、ケアプランを作成し、居宅、地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合 *「初回加算」算定の場合は算定しない
 - （I）イ カンファレンス以外の方法により1回受ける。 ロ カンファレンスにより1回受ける。
 - （II）イ カンファレンス以外の方法により2回受ける。 ロ 1回以上はカンファレンスにより受ける。
 - （III）情報提供を3回以上受け、うち1回以上はカンファレンスによる
- ◆ **通院時情報連携加算** 診察時同席し当該利用者の心身状況や生活環境等の情報の提供を行うとともに医師、歯科医師から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上でケアプランに記録する。
- ◆ **緊急時等居宅カンファレンス加算** 利用者の状態の急変に伴い、病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師または看護師等と共に利用者の居宅でのカンファレンスに参加し、必要に応じて居宅サービス等の調整を行う。 *1月2回を限度
- ◆ **ターミナルケアマネージメント加算** ①終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者または家族の意向を把握した上で死亡日及び死亡前14日以内に2日以上利用者家族の同意を得て居宅を訪問し両者の心身の状態等を記録しその記録を主治医および関係事業者に提供 ②24時間連携体制の確保、居宅介護支援の提供を行う事が出来る体制を整備。

【 減算 】

- ◆ **高齢者虐待防止措置未実施減算** 以下の措置が講じられていない場合 ①虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る ②虐待防止のための指針を整備 ③従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施 ④上記措置を適切に実施するための担当者を置く
- ◆ **業務継続計画（BCP）未策定減算** 以下の基準に適合していない場合 ①感染症や非常災害の発生時に利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定 ②当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる
- ◆ **事業所と同一敷地内建物等の利用者、またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上に提供する場合**
- ◆ **運営基準減算** ケアマネジメントに係るサービス担当者会議やモニタリングの実施などの基本的業務を適切に実施していない場合、また利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について複数の事業所の紹介を求める事、および当該事業所をケアプランに位置づけた理由を求める事が可能であることを、利用者や家族に対して説明を行わなかった場合。2月以上継続している場合、所定単位数は算定しない。
- ◆ **特定事業所集中減算** 前6か月間に作成したケアプランに位置付けた訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、又は地域密着通所介護の提供回数のうち、同一事業者によって提供されたものの割合が80%以上

サービス提供の標準的な流れ

(別紙 2)



要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明

利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

1. 提供する居宅介護支援について

- 利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

2. 要介護認定後の契約の継続について

- 要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただけません。
- また、利用者から解約の申入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙に定める内容については終了することとなります。

3. 要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合の利用料について

要介護認定等の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合は、利用料をいただきません。

4. 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- 要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合には、認定結果が出る前に提供された居宅介護サービスに関する利用料は、原則的に利用者にご負担いただくことになります。
- 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくことになります。

個人情報の取り扱い説明書

私達 医療法人友康会 ケアプラン ゆうこう(以下「当事業所」)は、在宅で医療や介護を受けながら生活をされている利用者様への訪問看護及びケアプランの提供を通して個人情報を取得し保有させて頂いております。この書面は、利用者様及びその御家族様の個人情報の保護とお取り扱いにつきまして、個人情報保護法の趣旨に従い説明するものです。

I : 個人情報に対する当事業所の基本的姿勢

当事業所は、個人情報保護法の趣旨を尊重し、「個人情報保護方針」を定め利用者様及びご家族様等の個人情報を厳重に管理してまいります。

II : 当事業所が保有する個人情報の利用目的

- 1・利用者様への適切な医療・介護サービスのご提供
- 2・医療・介護等、関係機関間での情報共有の為の連携
- 3・ご家族等への病状、心身の状況説明
- 4・当事業所の医療・介護保険診療費請求事務及び管理運営業務

III : その他の利用目的

- 1・医療・介護サービスや業務の維持・改善の為の基礎資料
- 2・当事業所内において行われる学生の実習への協力
- 3・当事業所内において行われる症例研究

IV : 当事業所が保有する個人情報の保存

収集した個人情報は、法律に定められた期間、保存する事を業務付けられています。保存の実施方法・期間・廃棄処分方法については、適用される法律ごとに異なります。

V : お問合せ先

開示請求、苦情、訂正、利用停止は、下記にお申し出てください。

個人情報、苦情その他問合せ窓口

担当：野村 和代

電話：047-397-7600(受付時間 8:45～17:00)

FAX：047-397-9110

令和 年 月 日

居宅介護支援のサービス利用開始にあたり、利用者に対して本書面にもとづいて重要な事項、個人情報取り扱いを説明しました。

事業者 〒272-0135
市川市日之出17-9 アルテ1F
医療法人友康会 ケアプランゆうこう
理事長 三浦 宏康
サービス担当責任者
野村 和代

私は本書面により事業者から居宅介護支援についての重要な事項、個人情報の取り扱いの説明を受け同意ました。

利用者 氏名 _____

住所 _____

電話 _____

御家族 氏名 _____

住所 _____

電話 _____

緊急連絡先 氏名 _____ 続柄 _____

電話 _____

代理人 氏名 _____